

IV. 環境衛生活動

各班業務

1. 食品衛生班

(1) 経過

震災直後は避難所や避難所へ弁当類を提供する施設を中心に衛生指導を実施し、営業許可等申請受付等の業務再開は、平成 24 年 4 月下旬となった。

震災による被害は大きく、営業施設の廃業届は例年の倍近くになったが、平成 23 年 10 月に震災の緩和措置として認められた膜構造建築物により石巻魚市場が仮復旧、続いて、女川魚市場においても同様な施設が平成 24 年 4 月に増設され、水産関連施設の再開にはずみがついた。石巻魚市場については、平成 27 年 1 月に復旧計画の 3 分の 2 まで完成、現在稼働中である。

かき処理場については、被災により約 9 割の施設で営業不能となったが、平成 26 年 9 月時点で約 5 割の施設が再開。これに伴って、かきの生産量も 5 割弱まで回復した。

(2) 取組内容

震災に対する措置として、県の通知に基づき、条件付きで施設基準を一部緩和し、食品衛生法に基づく許可及び食品衛生取締条例に基づく加工業の登録を認めるとともに、震災被害を受けた者に対して許可申請手数料の免除を行った。また、県内に流通している食品について、放射性物質検査を行ったところ、すべて基準値以下であった（平成 26 年度 32 件）。

食品衛生許可・登録状況

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設総数	5,055	4,947	4,562	4,516	4,340	4,245
廃業	772	758	1,379	691	647	499
新規	673	650	654	630	435	458
(免除)	—	—	339	268	130	116

かき処理状況

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設数	83	82	9	36	46	46
従事者数	2,295	2,213	451	901	1,210	1,236
共販数量(t)	3,254	2,417	275	448	970	1,099



【3 分の 2 まで完成した石巻魚市場】



【再建されたカキ処理場（田代浜）】

(3) 今後の方向性・課題

石巻魚市場の完全復旧に伴い、水産関連施設の再開が加速することから、増加する事前相談や許可申請への迅速な対応とともに、効率的な監視指導及び食品の収去検査を実施し、水産食品に起因する食中毒及び違反食品の発生を未然に防止する。

2. 獣疫薬事班

(1) 取組内容

震災に対する措置として、震災被害を受け営業を廃止し、新規に許可等申請した者に対して許可申請手数料等の免除を行った。被災し営業を行っていない施設に対して、廃止届の提出を指導した。

生活衛生営業施設の推移

	旅館業	興行場	公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング所
平成 22 年度	262	4	22	412	515	164
平成 23 年度	234	4	22	381	505	161
平成 24 年度	218	4	19	377	508	127
平成 25 年度	191	3	20	363	507	116
平成 26 年度	190	2	22	345	505	114

被災した施設も多く、関係施設は減少した。

特に旅館業については、大型施設の新規開設が相次ぐものの、津波罹災地域をはじめとして営業再開不可能な状態でも廃止届出がなされない施設も多くあり減少傾向が続いている。美容所は、新築や移転による営業再開が多いため、施設数の減少は少ない。

薬事関係施設の推移

	薬局	製造業	医薬品販売業	高度管理医療機器販売業	毒物劇物製造業・販売業
平成 22 年度	92	20	84	58	120
平成 23 年度	83	18	63	57	103
平成 24 年度	82	15	63	59	101
平成 25 年度	82	15	66	62	100
平成 26 年度	81	15	56	70	100

震災後、被災にかかる廃止届けが遅滞なく提出され、営業再開の申請も相次いだものの、薬事関連施設は、震災前に比べ減少した。

高度管理医療機器販売業については、平成 24 年度以降、AED 及びコンタクトレンズ販売許可取得により、施設数が増加した。

獣疫衛生関係施設等の推移

	抑留犬	引取（犬）	引取（猫）	動物取扱業登録	化製場準用施設
平成 22 年度	94	40	347	60	9
平成 23 年度	98	26	148	56	9
平成 24 年度	90	21	199	47	7
平成 25 年度	68	10	258	49	7
平成 26 年度	54	9	179	50	7

犬の抑留頭数は、震災前後でほとんど変わらなかったが、平成 25 年度以降は減少した。犬猫の引取頭数は震災後大幅に減少し、犬の引取頭数はさらに減少を続け、猫については平成 25 年度まで増加傾向にあったが平成 26 年度は減少に転じた。

動物取扱業については、被災した施設の廃止により減少したが、平成 25 年度以降は新規登録があり増加した。

化製場準用施設は、被災により 2 施設が廃止し、さらに 2 施設が再開を断念しており、廃止届の提出について指導している。

(2) 今後の方向性・課題

復興に向けた事前相談や許可申請、及び獣疫衛生関係の苦情等に対して、迅速な対応を図る。

3. 環境廃棄物班

【環境対策】

(1) 取組内容

土壌汚染対策法の形質変更届出が 104 件あり、内 2 件の土地の一部について土壌の調査を命令した。うち 1 件については、調査結果より土壌汚染が確認されたので、石巻市と連携して周辺の飲用井戸の調査と住民への周知徹底を図った。水質検査では井戸水の異常は認められなかった。汚染が確認された土地は法の規定に基づき要措置区域に指定された。もう 1 件については、現在調査中である。

吹き付けアスベストの除去作業及びアスベスト含有建材を使用した建築物の解体作業を行う際は、大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業実施届出に基づき飛散防止対策の確認を行った。併せて、廃石綿及び石綿含有廃棄物の適正処理について指導を行った。

土壌汚染対策法第 4 条形質変更届出件数

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
9 件	59 件	96 件	104 件

(2) 今後の方向性・課題

土壌汚染対策法に基づく対応については、集団移転のための、山林など未利用で人為的な土壌の汚染のない土地の利用が多かったが、市街地の土地の区画整理等でこれまで使用されていた土地の形質変更が増えたことから、汚染のおそれのある土地に対しては土壌の調査により汚染の有無を確認し、健康被害の防止を図ってゆく。

アスベストを使用した建築物の解体は、今後も長期間継続することが見込まれており、労働基準監督署、土木事務所及び市役所等と連携してアスベストの飛散防止、適正処理の指導に努める。



【高台移転造成工事】

【廃棄物対策】

(1) 取組内容

県が市町から委託された震災廃棄物の処理は、平成 26 年 3 月末で既に終了している。石巻ブロックでは石巻港の雲雀野地区に設置されていた震災廃棄物処理施設が、平成 26 年 9 月にすべて解体・現状復旧された。解体作業中はダイオキシン飛散防止等の監視指導を行い、飛散防止措置が適正に実施されていることを確認した。施設の廃止に伴う廃止届け等の事務処理も滞りなく行われた。

産業廃棄物適正処理監視指導員によるパトロールを実施して、廃棄物の不法投棄の早期発見と迅速な対応に努めた。

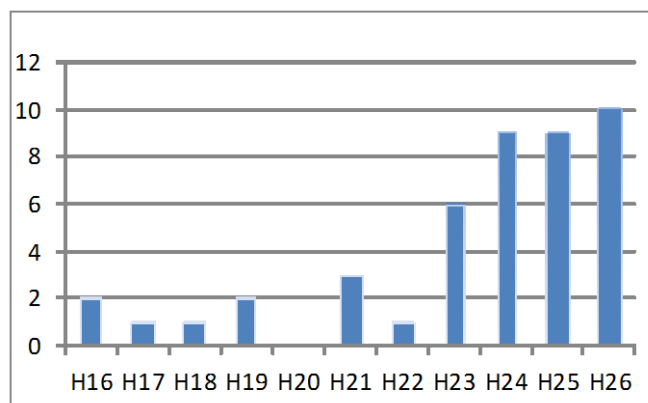
復旧・復興事業に伴い産業廃棄物の発生量が増加し、廃棄物処理施設の需要が高まり、廃棄物処理

施設の設置許可申請件数が震災前に比べ大幅に増加している。施設の設置に関する手続には時間を要することから、事業者に対して申請手続等について指導を行い、事務処理の円滑化に努めた。

PCB廃棄物の登録保管事業者を巡回し、適正処理されるまでの間の適正保管の状況を確認すると共に、指導及び処理の推進を実施した。被災したトランス等については、筐体の補修箇所の状況等、絶縁油の漏洩の有無を確認した。



【震災廃棄物処理施設解体作業】



【産業廃棄物処理施設設置許可申請件数】

(2) 今後の方向性・課題

PCB廃棄物については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画において平成37年度までに処理を完了することと定められており、適正保管を確認し、保管事業者に対して早期の処分について指導や情報提供を行う。更に、PCB含有トランス等が新たに発見されることがあり、周知の徹底及び適正保管の指導を継続する。

県が受託した震災廃棄物の処理は既に終了しているが、今後も、震災で発生した廃棄物が新たに発見されることが見込まれる。その際には、関係機関と連携して災害廃棄物として適正に処理するように指導を行う。